

外国人研修受入れ適正化支援事業（新規）

【 8 0（ 0 ）百万円】

対策のポイント

農業分野における外国人研修等受入れに関し、その運営の適正化を図るため、地域の受入れ体制づくりや、適正な研修計画策定のための支援、農業の実態を踏まえた研修生や農家への助言等を行います。

- ・ 外国人研修制度により農業分野では平成17年度には約1万人の研修・技能実習生が農業の技能修得に従事しているものと見られ、受入れ数は近年大幅に増加しています。本制度は研修生や送り出し国から高く評価されている一方、不適正な研修も発生しており、その運営の適正化が強く求められています。
- ・ 農業の研修については、研修の管理体制等に不十分な面も見られ、また農繁期と農閑期の存在等、農業分野特有の課題もあること等から、研修の適正化に向け、多くの課題も抱えており、適正な受入れ体制が構築されるよう適切な対策を講じる必要があります。

政策目標

農業分野における第二次受入れ機関不正行為認定数 0件

< 内容 >

1. 受入れ体制づくりの支援

外国人研修生を受け入れる機関や地域の受入れ協議会に対し、助言・情報提供等を行うことにより、適正な受入れ体制の構築を支援します。併せて、受入れ機関における研修状況についての点検を実施します。

2. 研修計画の策定支援

受入機関の策定した研修計画に対する点検・助言等により、受入れ機関に対する研修計画策定を支援し、送出し国・研修生等のニーズに合致した適切な研修の実施を促進します。

3. 研修生・農家等の相談受付け

農業分野の研修等の受入れに関し、研修生等や農家に対する相談窓口を設置し、助言・情報提供を行うことにより、不適切な研修や契約等に起因して発生する紛争等について、その初期段階での解決を図ります。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 全国農業会議所
2. 補助率 定額
3. 事業実施期間 平成20年度～平成24年度

[担当課：農村振興局企画部農村政策課（03 - 3502 - 5948（直））]